

法務省からのお知らせ

特定技能への移行を希望する令和2年春卒業予定の留学生の皆様へ

2019年11月22日

留学生の方が卒業（そつぎょう）後に特定技能への移行（いこう）を希望（きぼう）する場合、卒業時期（1月～3月）に在留資格変更許可申請（ざいりゅうしかくへんこうきょかしんせい）が集中（しゅうちゅう）することが見込まれるため、早めの申請をこころがけてください。

地方出入国在留管理局・支局（空港支局を除く）では、「留学生の就職支援に係る専用窓口（せんようまどぐち）」を設置（せっち）していますが、2019年12月1日から2020年3月31日までの間、この窓口を拡充（かくじゅう）し、事前予約（じぜんよやく）の有無（うむ）にかかわらず、特定技能への移行に向けた相談を受け付けるとともに、申請書類（しんせいしょるい）の事前点検（じぜんてんけん）を行っていますので、ぜひご活用ください。

→http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00003.html